

○運輸委員会

内閣提出法律案（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
114国会 74	貨物運送取扱事業法案	（衆）	元、三三〇	付託 議決 議決	付託 議決 議決	百十四回国会 百十五回国会 衆議院 衆議院
114国会 75	貨物自動車運送事業法案	〃	三三〇	修正 議決 修正	可決 可決 可決	百十四回国会 百十五回国会 衆議院 衆議院 衆議院 衆議院 衆議院

貨物運送取扱事業法案（第百十四回国会閣法第七四号）

要旨

本案は、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応して、貨物運送取扱事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、効率的で質の高い貨物の運送のサービスの円滑な提供を確保し、利用者の利便の増進に寄与するため、現在、各運送機関ごとの個別の法律において規定されている貨物運送取扱事業の規制制度

について、その内容を見直し、総合的な制度を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、貨物運送取扱事業を、利用運送事業と運送取扱事業に区分する。

なお、利用運送事業は、航空又は鉄道運送に係る利用運送と自動車による集配の運送を一貫して行う事業を第一種利用運送事業とし、その他の利用運送事業を第二種利用運送事業とする。

二、利用運送事業を許可制とし、事業計画の変更、利用運

送約款、事業の休廃止等について所要の規定を設ける。

三、運送取次事業を登録制とし、変更登録、運送取次約款等について所要の規定を設ける。

四、貨物運送取扱事業の運賃及び料金を届出制とし、一定の事由に該当するときは、その変更を命ずることができ
る。

五、外国人等の行う国際貨物運送に係る利用運送事業を許可制、運送取次事業を登録制とし、所要の規定を設ける。

六、通運事業法を廃止するほか、現在貨物運送取扱事業に
関して規定している関係法律について所要の改正を行う。

七、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範
囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本案につき、衆議院において、政府は、この法律
の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の
状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置
を講ずるものとする旨の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案について、運輸委員会
における審査の経過及び結果を御報告いたします。

貨物運送取扱事業法案は、物流の分野における利用者の
需要の高度化及び多様化に対応し、各運送機関ごとの事業
法において規定されている貨物運送取扱事業の規制制度の
内容を見直し、利用運送事業を許可制とし、運送取次事業
を登録制とする等横断的、総合的な制度を整備しようとし
るものであります。

なお、衆議院におきまして、法施行後三年を経過した場
合において、法律の施行状況に検討を加え、その結果に基
づいて必要な措置を講ずる旨の修正が行われております。

次に、貨物自動車運送事業法案は輸送ニーズの多様化及
び高度化に対応して事業者の創意工夫を生かした事業活動
が的確に行えるよう、一般自動車運送事業を許可制とする
等、事業規制の抜本的見直しを行うとともに、過労運転等
輸送の安全を阻害する行為を防止するため、貨物自動車運
送に関する秩序の確立に資する民間団体等の自主的な活動
を促進する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法案を一括して審査し、
参考人の意見を聴取するとともに、過労・過積載の防止対
策、諸外国における規制制度の実情、二法案の運用方針、
物流業における労働力不足の現状と対策、貨物運送取扱事

業法案に対する港湾運送事業の関係と影響等、各般にわたる問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、まず、貨物運送取扱事業法案について討論に入り、日本共産党の小笠原委員より反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、多数をもって、原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、貨物運送取扱事業者が実運送事業者に対して、不当な運賃料金の引き下げを強要することのないよう関係者に対する指導監督を強化する等の十項目の附帯決議を、全会一致をもって行いました。

次に、貨物自動車運送事業法案に対し、田淵理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の五党派共同提案に係る、輸送の安全に関する規制について、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定を加える旨の修正案が提出されました。

続いて討論に入り、日本共産党の小笠原委員より原案に反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、貨物自動車運送事業法案は、多数をもって修正議決すべきものと決定い

たしました。

なお、本法案に対し、貨物自動車運送事業者に対する許可後の指導監督を強化する等、十九項目の附帯決議を、全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

貨物自動車運送事業法案（第百十四回国会閣法第七五号）

要旨

本案は、貨物自動車運送事業の健全な発達を図るため、当該事業を許可制とし、その運営を適正かつ合理的なものにすることにより貨物自動車運送事業者が利用者の需要の高度化及び多様化に対応して適切な運送サービスを提供し得るようになるとともに、民間団体が行う貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための自主的な活動を促進する措置等について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、貨物自動車運送事業の事業区分を、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の三種類に整理し、その簡素化を図る。

二、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業については、許可制とし、貨物軽自動車運送事業については、届出制とするとともに、その他の事業規制についても、大幅な緩和、手続きの簡素化を図る。

三、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業については、特定の地域で供給輸送力が著しく過剰となり、事業者の相当部分について事業の継続が困難と認められる場合等には、期間を定めて新規参入の停止の措置等の緊急調整措置を講ずることができる。

四、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金については、届出制とするとともに、一定の事由に該当するときは、その変更を命ずることができる。なお、特に必要があると思われるときは、標準運賃及び標準料金を設定することができる。

五、輸送の安全に係る事業者の遵守義務として過労運転及び過積載の防止に関する規定を新たに設けるとともに、一定の要件を備える運行管理者の選任を義務づける。

六、輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送に関する秩序の確立に関する事業を推進するため、公益法人を地方貨物自動車運送適正化事業実施機関及び全

国貨物自動車運送適正化事業実施機関として指定することができる。

七、運行管理者試験を実施することとし、その事務を指定試験機関に行わせることができる。

八、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者に対し一定の命令又は処分をする場合、違反行為を指示した荷主に対しても勧告することができる。

九、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

修正要旨

一般貨物自動車運送事業者が輸送の安全確保について講じなければならない措置について規定した第十七条第一項に、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定を加える修正を行うものである。

委員長報告

七一ページ参照